

延総農第523号
令和8年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 三浦 久知

市町村名 (市町村コード)	延岡市 (45203)
地域名 (地域内農業集落名)	下南方地区 (野地集落、野田集落、上大貫集落、下大貫集落、天下集落、吉野集落、小峰集落、松山集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 11月 18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への農地集約を進めたいが、利水条件や借賃の問題などのため、利用権の交換が困難。また、新たな農地の受け手の確保が必要なため、畦畔除去などの農地の大区画化が必要。
農地が住宅地や生活道路に近い集落については、埃や泥・防除作業による近隣住民への影響や、農地へのゴミの不法投棄に苦慮している。
スクミリンゴガイや鳥獣被害の防除体制の構築が急務。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を図る。また段階的に有機農業を組み入れるなど、農地の集積・集約化を進める。
認定農業者を中心として地元の農家への集約化を進めつつ、地域外からの認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域と担い手が一体となって農地利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	97.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	97.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地利用最適化推進委員や機構の駐在員らと連携し、認定農業者や認定新規就農者を中心に農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

行政や関係機関と連携して農地バンクへの貸付けを積極的に行い、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び機構の駐在員らと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地権者の合意を取得し、農地の大区画化や汎用化、道路の拡幅などの基盤整備を実施する。また、住宅地に近い農地は畠地として団地化し、それ以外は水田を利用する。整備計画の策定にあたっては、土地改良区や行政と連携して取り組み、出来る限り地元負担を抑えた補助事業の採択を目指す。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら栽培技術の習得や就農までの生活支援、農地の斡旋等を行う。また担い手として育成していくため市町村及びJAと連携し、可能な限り各種補助事業を活用しながら相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化、担い手への負担軽減を図るため、畑摺り、乾燥作業は、「西階地域営農集団」に委託する。また、水路や畦畔の管理を「シルバー人材センター」等に、防除作業を「延岡スカイサービス株式会社」に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①国県補助を活用し、地区内の農地にワイヤーメッシュ柵を設置する。設置にあたっては効果的なものになるよう、行政や関係機関と相談しながら整備計画を立てる。

②地区内農地において、段階的に有機農業を組み入れていく。

③補助事業を活用してスマート農機器を導入し、農作業の省力化・高品質生産化を図る。

⑦農業体験や地域美化活動などを通じて地域住民との交流を深め、農業を取りまく環境を理解してもらう。